

様式第17の4 (第23条の9の3関係)

接続約款設定 (変更) 届出書

平成 29 年 3 月 24 日

総務大臣 殿

郵便番号 100-6150
(ふりがな) とうきょうとちよだくながたちょう
住 所 東京都千代田区永田町2-11-1
(ふりがな) かぶしきがいしゃえぬ・てい・てい・どこも
氏 名 株式会社NTTドコモ
代表取締役社長 吉澤 和弘
登録年月日 平成16年4月1日
登録番号 第74号
連絡先 経営企画部 企画調整室

電気通信事業法第34条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款を変更するので届け出ます。

実施期日	平成29年3月31日
------	------------

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

添付資料

別紙 接統約款新旧対照表

接続約款新旧対照表 (2017/3/31 改正) 案

新	旧
<p>第7節 更改等 (当社が行う接続用設備等の更改)</p> <p>第27条 当社は、協定事業者が網改造料の負担を要する接続用設備又は接続用ソフトウェア(以下、この節において「接続用設備等」といいます。)について、次の各号に規定するところにより更改 <u>(既存の接続用設備等に代えて、新たな接続用設備等を設置若しくは改修又は開発して利用開始することをいいます。以下同じとします。)</u> します。</p> <p>(1) その接続用設備等が法定耐用年数(必要により当社が別に定める耐用年数とする場合があります。以下同じとします。)を経過していないときは、協定事業者と協議の上、更改の可否、更改時期又は費用負担の方法等について決定します。</p> <p>(2) その接続用設備等が法定耐用年数を経過しているときは、協定事業者に書面により通知し、協議の上、更改時期について決定します。</p>	<p>第7節 更改等 (当社が行う接続用設備等の更改)</p> <p>第27条 当社は、協定事業者が網改造料の負担を要する接続用設備又は接続用ソフトウェア(以下、この節において「接続用設備等」といいます。)について、次の各号に規定するところにより更改します。</p> <p>(1) その接続用設備等が法定耐用年数(必要により当社が別に定める耐用年数とする場合があります。以下同じとします。)を経過していないときは、協定事業者と協議の上、更改の可否、更改時期又は費用負担の方法等について決定します。</p> <p>(2) その接続用設備等が法定耐用年数を経過しているときは、協定事業者に書面により通知し、協議の上、更改時期について決定します。</p>

接続約款新旧対照表（2017/3/31 改正）案

新	旧
<p>（協定事業者の申込みによる接続用設備等の利用中止等）</p> <p>第 27 条の 2</p> <p>1 （略）</p> <p>2 前項の場合において、当社は、複数の協定事業者が現に利用している接続用設備等について、一部の協定事業者が<u>その利用中止を行った</u>ときは、当該設備の利用を継続する他の協定事業者に当該設備の利用中止を行った協定事業者名等を速やかに通知します。</p> <p>3 （略）</p> <p>4 <u>当社は、第 1 項に規定する利用中止申込みがあったときは、その利用中止申込みを受け付けた順序に従って別表 3（様式）の様式第 18 の書面によりこれを承諾します。</u></p> <p>5 <u>当社は、協定事業者から接続用設備等の利用中止について、当該利用を中止する前に別表 3（様式）の様式第 19 の書面による取止めの申込みがあった場合は、別表 3（様式）の様式第 20 の書面によりこれを承諾します。</u></p> <p>6 <u>前項の場合において、協定事業者は、その取止めにより新たに発生する費用及びそれまでに既に発生した費用に消費税相当額を加えた額を負担することを要します。</u></p>	<p>（協定事業者の申込みによる接続用設備等の利用中止等）</p> <p>第 27 条の 2</p> <p>1 （略）</p> <p>2 前項の場合において、当社は、複数の協定事業者が現に利用している接続用設備等について、一部の協定事業者<u>からその利用中止の申込みがあった</u>ときは、当該設備の利用を継続する他の協定事業者に当該設備の利用中止の<u>申込み</u>を行った協定事業者名等を速やかに通知します。</p> <p>3 （略）</p>

接続約款新旧対照表 (2017/3/31 改正) 案

新					旧				
第1表 接続料金					第1表 接続料金				
第1 網使用料					第1 網使用料				
2 料金額					2 料金額				
区 分	単 位	料金額	備 考		区 分	単 位	料金額	備 考	
(1)~(5) (略)					(1)~(5) (略)				
(6) FOMA直収 パケット接続機能	ア GTP 接続	(ア) 10Mb/s のもの	<u>674,818 円</u>	月額	(6) FOMA直収 パケット接続機能	ア GTP 接続する場合	(ア) 10Mb/s のもの	784,887 円	月額
		(イ) 10Mb/s を超える 1.0Mb/s ごとに	<u>67,481 円</u>	月額			(イ) 10Mb/s を超える 1.0Mb/s ごとに	78,488 円	月額
イ <u>削除</u>									
(7) Xi直収 パケット接続機能	ア GTP 接続	(ア) 10Mb/s のもの	<u>674,818 円</u>	月額					
		(イ) 10Mb/s を超える 1.0Mb/s ごとに	<u>67,481 円</u>	月額	(イ) 10Mb/s を超える 1.0Mb/s ごとに	82,271 円	月額		
イ <u>削除</u>									
(7) Xi直収 パケット接続機能	ア GTP 接続	(ア) 10Mb/s のもの	<u>674,818 円</u>	月額					

接続約款新旧対照表 (2017/3/31 改正) 案

(8)FOMA 特定接続契約者回線管理機能	1 契約者回線ごとに	<u>97 円</u>	月額				(イ) 10Mb/s を超える 1.0Mb/s ごとに	78,488 円	月額
(9)Xi 特定接続契約者回線管理機能	1 契約者回線ごとに	<u>97 円</u>	月額						
(10)~(11) (略)									
(12)FOMA 特定接続契約者回線課金情報提供機能	1 契約者回線ごとに	<u>13 円</u>	月額			イ ア以外の 接続による場合	(ア) 10Mb/s のもの	822,717 円	月額
(13)Xi 特定接続契約者回線課金情報提供機能	1 契約者回線ごとに	<u>13 円</u>	月額				(イ) 10Mb/s を超える 1.0Mb/s ごとに	82,271 円	月額
(8)FOMA 特定接続契約者回線管理機能									
	1 契約者回線ごとに							101 円	月額
(9)Xi 特定接続契約者回線管理機能									
	1 契約者回線ごとに							101 円	月額
(10)~(11) (略)									
(12)FOMA 特定接続契約者回線課金情報提供機能	1 契約者回線ごとに							12 円	月額
(13)Xi 特定接続契約者回線課金情報提供機能	1 契約者回線ごとに							12 円	月額

接続約款新旧対照表 (2017/3/31 改正) 案

新	旧												
<p>第1表 接続料金</p> <p>第2 網改造料</p> <p>1-1 網改造料の対象となる機能</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 80%; text-align: center;">区 分</th> <th style="width: 20%; text-align: center;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">(9) 契約者異動情報提供機能</td> <td style="vertical-align: top;">第2 (網改造料) 第2 (手数料の額) 2-1 (手数料) 表中第4欄に規定する手続きを行う際に必要となる当社の契約者の契約者回線番号等の異動情報を電子ファイルにより提供する機能</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	備 考	(略)		(9) 契約者異動情報提供機能	第2 (網改造料) 第2 (手数料の額) 2-1 (手数料) 表中第4欄に規定する手続きを行う際に必要となる当社の契約者の契約者回線番号等の異動情報を電子ファイルにより提供する機能	<p>第1表 接続料金</p> <p>第2 網改造料</p> <p>1-1 網改造料の対象となる機能</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 80%; text-align: center;">区 分</th> <th style="width: 20%; text-align: center;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">(9) 契約者異動情報提供機能</td> <td style="vertical-align: top;">第2 (網改造料) 第2 (手数料の額) 2-1 (手数料) 表中第4欄イ欄に規定する手続きを行う際に必要となる当社の契約者の契約者回線番号等の異動情報を電子ファイルにより提供する機能</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	備 考	(略)		(9) 契約者異動情報提供機能	第2 (網改造料) 第2 (手数料の額) 2-1 (手数料) 表中第4欄イ欄に規定する手続きを行う際に必要となる当社の契約者の契約者回線番号等の異動情報を電子ファイルにより提供する機能
区 分	備 考												
(略)													
(9) 契約者異動情報提供機能	第2 (網改造料) 第2 (手数料の額) 2-1 (手数料) 表中第4欄に規定する手続きを行う際に必要となる当社の契約者の契約者回線番号等の異動情報を電子ファイルにより提供する機能												
区 分	備 考												
(略)													
(9) 契約者異動情報提供機能	第2 (網改造料) 第2 (手数料の額) 2-1 (手数料) 表中第4欄イ欄に規定する手続きを行う際に必要となる当社の契約者の契約者回線番号等の異動情報を電子ファイルにより提供する機能												

接続約款新旧対照表（2017/3/31 改正）案

新	旧
<p>第1表 接続料金</p> <p>第2 網改造料</p> <p>2 料金額</p> <p>2-1の2 接続用設備等を更改又は利用中止する場合の料金額 (略)</p> <p>(1) 当社が接続用設備等を除却する場合</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 当該設備が法定耐用年数を経過していない場合 (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">(ア) (略)</p> <p style="padding-left: 40px;">① (略)</p> <p style="padding-left: 40px;">② 法定耐用年数残存期間比率は、次の算出式により算定します。 法定耐用年数残存期間比率 = 法定耐用年数経過までの月数 (当該設備が撤去される期日を含む月の翌月から、当該設備の法定耐用年数が経過する期日を含む月までの間の月数をいいます。 以下、同じとします。) / (法定耐用年数 × 12)</p> <p style="padding-left: 40px;"><u>ただし、未償却残高は、当該設備を利用中止した期日を含む月の翌月から、当該設備が撤去される期日を含む月までの間の減価償却費を含みます。</u></p> <p>(イ) (略)</p>	<p>第1表 接続料金</p> <p>第2 網改造料</p> <p>2 料金額</p> <p>2-1の2 接続用設備等を更改又は利用中止する場合の料金額 (略)</p> <p>(1) 当社が接続用設備等を除却する場合</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 当該設備が法定耐用年数を経過していない場合 (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">(ア) (略)</p> <p style="padding-left: 40px;">① (略)</p> <p style="padding-left: 40px;">② 法定耐用年数残存期間比率は、次の算出式により算定します。 法定耐用年数残存期間比率 = 法定耐用年数経過までの月数 (当該設備が撤去される期日を含む月の翌月から、当該設備の法定耐用年数が経過する期日を含む月までの間の月数をいいます。 以下、同じとします。) / (法定耐用年数 × 12)</p> <p style="padding-left: 40px;">(イ) (略)</p> <p style="padding-left: 40px;">イ (略)</p> <p>(2) 当社が接続用設備等を転用する場合</p>

接続約款新旧対照表 (2017/3/31 改正) 案

イ (略)

(2) 当社が接続用設備等を転用する場合

(略)

ア～イ (略)

ウ 転用物品価額は、次の算出式により算定します。

$$\text{転用物品価額} = \text{当該設備の創設費} - \text{当該設備の償却累計額}$$

(略)

ア～イ (略)

ウ 転用物品価額は、次の算出式により算定します。

$$\text{転用物品価額} = \text{当該設備の創設費} - \text{当該設備の定率法による償却累計額}$$

接続約款新旧対照表（2017/3/31 改正）案

新					旧					
別表3 様式 様式第1（第10条第2項関係） 事前調査申込書					別表3 様式 様式第1（第10条第2項関係） 事前調査申込書					
5.電気通信設備の建設に係る事項					5.電気通信設備の建設に係る事項					
相互接続点ごとのトラヒック 需要予測		別紙1 予測トラヒック値のとおり。			相互接続点ごとのトラヒック 需要予測		別紙1 予測トラヒック値のとおり。			
接続品目	接続約款第5条標準的 接続箇所表 中第2欄にて 接続する場合		FOMA直収パケット接続機能（GTP接続） 10Mb/s～（1.0Mb/sごとに）	Mb/s	接続品目	接続約款第5条標準的 接続箇所表 中第2欄にて 接続する 場合		FOMA直収パケット接続機能（GTP接続） 10Mb/s～（1.0Mb/sごとに）	Mb/s	
			Xi直収パケット接続機能（GTP接続） 10Mb/s～（1.0Mb/sごとに）	Mb/s				FOMA直収パケット接続機能（上記以外の接続） 10Mb/s～（1.0Mb/sごとに）	Mb/s	
									Xi直収パケット接続機能（GTP接続） 10Mb/s～（1.0Mb/sごとに）	Mb/s
									Xi直収パケット接続機能（上記以外の接続） 10Mb/s～（1.0Mb/sごとに）	Mb/s
接続希望品目に○印を記入					接続希望品目に○印を記入					
<u>様式第18 追加（別紙参照）</u> <u>様式第19 追加（別紙参照）</u> <u>様式第20 追加（別紙参照）</u>										

接続約款新旧対照表 (2017/3/31 改正) 案

新	旧
<p data-bbox="152 363 757 395"><u>附 則 (平成 29 年 3 月 22 日経企第 1877 号)</u></p> <p data-bbox="197 416 344 448"><u>(実施時期)</u></p> <p data-bbox="159 472 891 504"><u>1 この改正規定は、平成 29 年 3 月 31 日から実施します。</u></p> <p data-bbox="197 525 479 557"><u>(網使用料の遡及適用)</u></p> <p data-bbox="159 580 1126 719"><u>2 当社は、料金表第 1 表 (接続料金) 第 1 (網使用料) 2 (料金額) 第 6 欄及び第 7 欄に規定する料金額については、変更後の料金額の原価に係る事業年度の 4 月 1 日に遡及して、変更後の料金額を適用します。</u></p>	

様式第18（第27条の2第4項関係）

接続用設備等の利用中止申込承諾書

第 号
年 月 日

殿

年 月 日付け 号でいただきました接続用設備等の利用中止申込みにつきまして、
その申込みを承諾いたします。

印

備考	
----	--

様式第19（第27条の2第5項関係）

接続用設備等の利用中止申込み取止め申込書

第 号
年 月 日

殿

年 月 日付け 号で申し込んだ接続用設備等の利用中止申込みにつきまして、下
記のとおり、取止めを申込みます。 印

記

1. 取止める内容

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第20（第27条の2第5項関係）

接続用設備等の利用中止申込み取止め申込承諾書

第 号
年 月 日

殿

年 月 日付け 号でいただきました接続用設備等の利用中止申込み取止め申込
につきまして、その申込みを承諾いたします。

印

備考	
----	--